

## 【介護】物価高騰対策支援金の対象施設

サービス種別	対象	単価	備考	みなし有無	基本的な考え方
居宅サービス					<p>○道内の指定介護サービス事業所、軽費老人ホーム、ケアハウス、養護老人ホームを対象とする。</p> <p>※市町村設置者事業所、空床利用型短期入所生活介護、みなし指定（又はみなし指定対象サービス）、介護予防、地域包括支援センターについては対象外とする。</p> <p>○有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅については対象外とするが、特定施設入居者生活介護の指定を受けている有料及びサ高住は特定施設入居者生活介護分のみ対象とする。</p> <p>○病院、診療所又は薬局が設置者の訪問看護、訪問リハ、居宅療養管理指導、通所リハ、介護療養型医療施設については、医療機関の支援金で申請とする。</p> <p>※老健及び介護医療院で指定を受けている訪問リハ、居宅療養管理指導については、みなし指定対象サービスではないため対象とする。</p>
訪問介護	○	50,000円 (事業所あたり)			
訪問入浴介護	○				
訪問看護	△		※一部対象（社団法人等が設置者の場合）	○	
訪問リハビリテーション	△		※一部対象（老健・介護医療院が設置者の場合）	○	
居宅療養管理指導	△		※一部対象（老健・介護医療院が設置者の場合）	○	
福祉用具貸与・特定福祉用具販売	○		※貸与と販売事業所は1つの事業所として扱う		
居宅介護支援	○				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	○				
夜間対応型訪問介護	○				
通所サービス					
通所介護	○	5,000円 (定員あたり)			
通所リハビリテーション	×			○	
地域密着型通所介護	○				
認知症対応型通所介護	○				
居住系・施設サービス					
短期入所生活介護	○	10,000円 (定員あたり)			
短期入所療養介護	×			○	
特定施設入居者生活介護	○				
小規模多機能型居宅介護	○				
認知症対応型共同生活介護	○				
地域密着型特定施設入居者生活介護	○				
看護小規模多機能型居宅介護	○				
介護老人福祉施設	○				
介護老人保健施設	○				
介護療養型医療施設	×				
介護医療院	○				
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	○				
養護老人ホーム	○				
軽費老人ホーム（A・B）・ケアハウス	○				
有料老人ホーム	×				
サービス付き高齢者向け住宅	×				

### 【参考】

開設者	「みなし指定」となるサービス
病院又は診療所	訪問看護、介護予防訪問看護 訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導 通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション
薬局	居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導
介護老人保健施設 介護医療院	通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション 短期入所療養介護、介護予防短期入所要領介護
介護療養型医療施設	短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護